

中小企業等協同組合法等の改正・施行に伴い

決算関係書類等の作成・手続が 大幅に変更になります!(お知らせ)

— 東京都中小企業団体中央会 —

すでにご案内の通り、中小企業組合制度が見直され、平成19年4月1日から改正中小企業等協同組合法（改正中協法）等が施行されます。この中で、理事任期の短縮、監事への業務監査権限の付与、員外監事の義務化等につきましては、対応を先送りできる経過措置が設けられています。

しかしながら、改正点の一つである決算関係書類等に関する作成・手続の明確化のうち、①監事の監査を受けた上での決算関係書類等の理事会承認、②監事の監査報告の通知期限等、③通常総会の通知に際しての決算関係書類等の組合員への提供、④決算関係書類等の備置き期間の設定については、経過措置がありません。したがって、組合の種類、規模、事業内容を問わず、すべての組合が平成19年4月1日から適用となりますので、別紙「改正中協法等の施行に際しての当面の留意点について」をご覧の上、対応下さいますようお願いいたします。

また、決算関係書類及び事業報告書の作成（本年4月1日より施行される改正中協法施行規則に基づく記載項目等の作成要領）についての規定は、①「本年3月31日までに決算期を迎える組合」が作成する決算関係書類及び事業報告書には適用されません。②「本年4月1日以降に決算期を迎える組合」が作成する決算関係書類及び事業報告書から一部の規定が適用されます。詳細は本会宛にご相談下さい。

なお、改正中協法に規定する理事任期の短縮、監事への業務監査権限の付与、員外監事の義務化等についての経過措置等の留意点につきましては、追ってご案内します。

改正中協法等の施行に際しての当面の留意点について 決算関係書類等に関する作成・手続上の留意点について

これまで、決算終了後に行う決算関係書類及び事業報告書及び監査報告書に関する作成・手続については、①理事は、通常総会の日の1週間前までに決算関係書類を監事に提出しなければならない、②通常総会の招集に当たっては、会議の目的である事項（議案）を示すことで足りていた、③通常総会の日の1週間前までに決算関係書類を主

たる事務所に備え置かなければならない、とされていましたが、今回の中小企業等協同組合法（中協法）等の改正により、下記のように変更されます。

- (1) 決算関係書類及び事業報告書は、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。（中協法第40条第5項、同第6項）
- (2) 監事は①決算関係書類及び事業報告書の全部を受領した日から4週間を経過した日②理事及び監事の間で合意により定めた日のいずれか遅い日までに監査報告の内容を通知しなければならない。（中協法施行規則（案）第91条）
- (3) 理事は、理事会の承認を受けた決算関係書類、事業報告書及び監査報告書を通常総会の通知とともに組合員に提供しなければならない。（中協法第40条第7項）
- (4) 組合は、通常総会の日^の2週間前の日に決算関係書類及び事業報告書を主たる事務所及び従たる事務所（従たる事務所へは写し）に備え置かなければならない。（中協法第40条第10項、同第11項）

上記の改正事項に関しては、経過措置がありません。

平成19年4月以降は、(2)のとおり、監事が監査報告書を理事に通知するまでの期間は、組合から決算関係書類及び事業報告書が提出された日から、4週間を経過した日又は理事及び監事の間で合意により定めた日のいずれか遅い日までとされています。仮に理事と監事の合意があったとしても、あらかじめ4週間を下回る期間を定めることはできません。（監事が4週間以内に監査報告を通知することは問題ありません。）

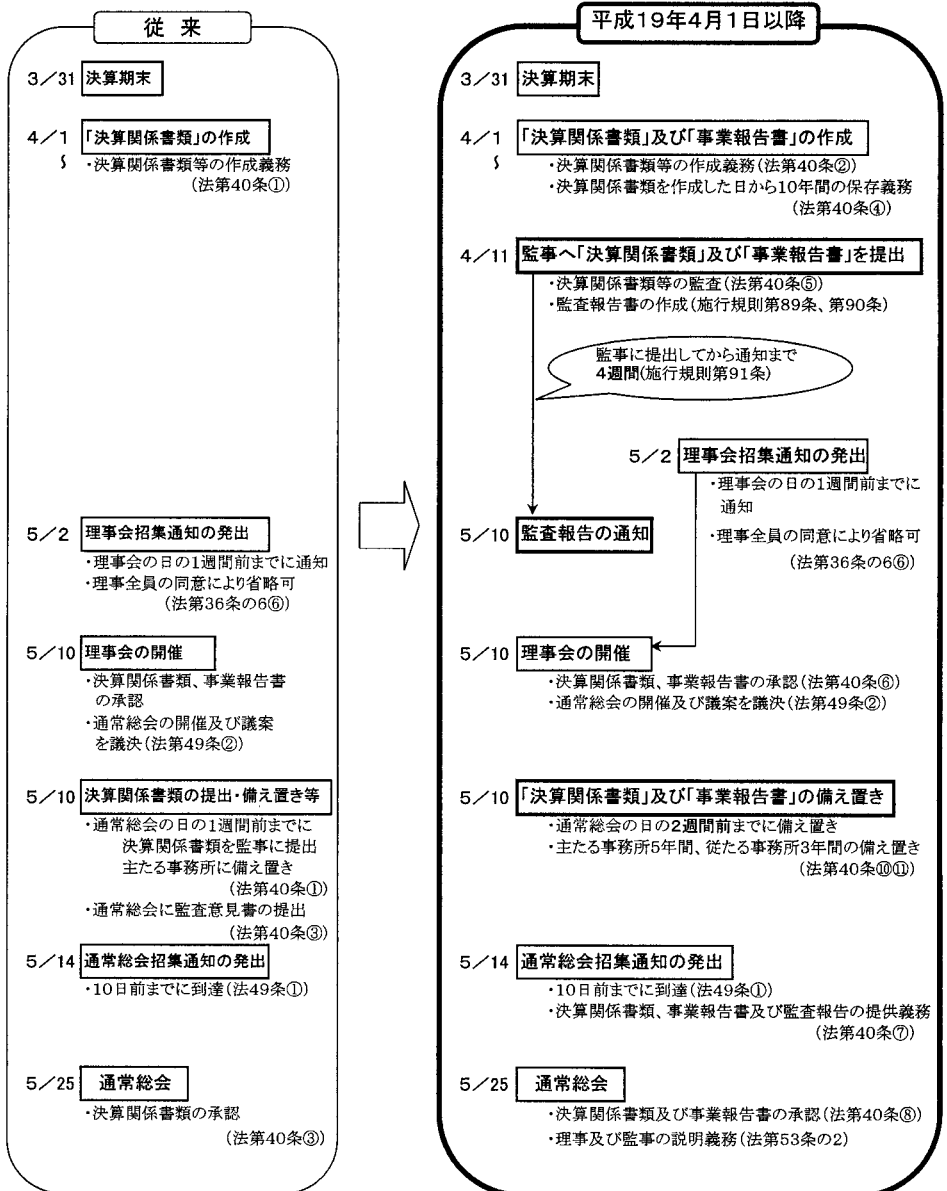
また、(3)のとおり、平成19年4月以降に開催される通常総会の招集に当たっては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告書を併せて提供（書面の場合は郵送）しなければならないこととなりますので、この点も十分ご留意下さい。

さらに、(4)のとおり、通常総会の日^の2週間前までに決算関係書類及び事業報告書を事務所に備え置くことが義務づけられますので、組合は決算関係書類及び事業報告書を少なくとも通常総会の日^の6週間前に監事に提出する必要があります。

したがって、組合は決算関係書類等の作成、監事への提出、監事の監査、決算関係書類等の備置き等に要する期間を勘案した上で、理事会・通常総会の開催通知の時期等についてのスケジュールを立てることが肝要です。なお、組合員に事前に提供することが必要なものは、決算関係書類、事業報告書及び監査報告であり、通常総会の議決を要する収支予算や事業計画は事前提供の対象にはなっていませんが、併せて送付することが望ましいと考えます。

一般的な決算手続・通常総会の流れ

※設例は、3月31日決算、5月25日に通常総会を開催する場合



※上記条文は、平成19年3月31日までの条文

※1) 法は、中小企業等協同組合法の略。平成19年4月1日以降の条文
 ※2) ○は、項をあらわす。